と、同項第九号中「放射性同位元素によつて汚染された物」とあるのは「放射性汚染物」と読み替えるものとする。」に改め、同項第二号中「放射性同位元素等による汚染」を「放射性同位元素による汚染」に改め、同条第四項中「放射性同位元素又は」を削り、「放射性同位元素等」を「放射性同位元素によつて汚染された物」に、「、同項第十一号中」を「、同項第十号中「放射性汚染物」とあるのは「放射性同位元素によつて汚染された物」と、同項第十一号中」に改め、同項第一号中「放射性同位元素等」を「放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物」に改め、同条第五項第一号を次のように改める。

一　放射性同位元素を廃棄する場合には、許可使用者に保管廃棄を委託し、又は許可廃棄業者に廃棄を委託すること。

第十九条第五項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　放射性汚染物を廃棄する場合には、当該放射性汚染物に含まれる放射性同位元素の種類が許可証に記載されている許可使用者に保管廃棄を委託し、又は許可廃棄業者に廃棄を委託すること。

第四章の章名中「等の義務」を「の義務等」に改める。

第二十条第一項第四号ロ中「しやへい」を「遮蔽」に改め、同号ハ中「三・七ギガベクレル以下」を「下限数量に千を乗じて得た数量以下」に改め、同号ニ中「つど」を「都度」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「内部被ばく」の下に「（人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすることをいう。以下同じ。）」を加え、同条第三項第二号中「放射性同位元素を取り扱う施設」を「放射性同位元素等の使用、詰替え、焼却又はコンクリートその他の固型化材料による固型化を行う放射線施設」に改め、同条第四項第一号及び第六号中「つど」を「都度」に改める。

第二十一条第一項第一号の五中「若しくは詰替え」を削り、「放射性同位元素等」を「放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物」に改め、同条第二項中「より」を「放射線障害予防規程を添えて」に改め、同条第三項中「届書により、」を「届書に」に改める。

第二十二条第二項第一号及び第二号中「つど」を「都度」に改める。

第二十四条第一項第一号イ及びロ中「放射性同位元素」を「放射性同位元素等」に改め、同号ト中「保管に係る」を「貯蔵施設における保管に係る」に改め、「放射性同位元素」の下に「及び放射化物保管設備における保管に係る放射化物」を加え、同号チ及びリ中「放射性同位元素」を「貯蔵施設における放射性同位元素及び放射化物保管設備における放射化物」に改め、同号ヨ中「放射性同位元素等」を「放射性同位元素若しくは放射性同位元素によつて汚染された物」に改め、同項第二号中「放射性同位元素等」を「放射性同位元素又は放射性同位元素によつて汚染された物」に改め、同項第四号の次に次の一号を加える。

五　法第三十三条の二第一項の規定により濃度確認を受けようとする者については、前各号に定めるもののほか、次によるものとする。

イ　濃度確認対象物（放射性汚染物であつて、法第三十三条の二第一項の規定により濃度確認を受けようとするものをいう。以下同じ。）の種類、発生日時及び場所

ロ　評価単位（濃度確認対象物について、その全体を二以上の集合に分割して一の集合ごとに放射能濃度の測定及び評価を行う場合、又はその全体を一の集合として放射能濃度の測定及び評価を行う場合における当該それぞれの集合をいう。以下同じ。）ごとの重量及び当該評価単位に含まれる評価対象放射性同位元素（評価単位に含まれる放射性同位元素であつて、法第三十三条の二第二項の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、測定及び評価を行うものをいう。以下同じ。）の種類ごとの濃度

ハ　放射能濃度の決定に当たり、放射性同位元素の組成比を用いる場合は、組成比の測定を行つた結果

ニ　放射能濃度の決定に当たり、計算によつて放射能濃度を算出した場合は、その計算条件及び計算の結果

ホ　放射能濃度の決定に当たり、濃度確認対象物について放射性同位元素による汚染の除去を行つた場合は、汚染の除去を行つた後の放射能濃度を測定した結果

ヘ　放射能濃度の測定に用いた放射線測定装置及び測定条件

ト　放射線測定装置の点検及び校正の結果

チ　濃度確認対象物の保管の方法及び場所

第二十四条第二項中「若しくは解散」を「、解散若しくは分割（法第二十六条の二第一項、第二項若しくは第四項から第七項まで又は第二十六条の三第一項の規定による承継がなかつた場合に限る。）」に改め、「（第二十六条及び第二十七条において「廃止日等」という。）」を削り、同条第三項ただし書中「帳簿」の下に「並びに同項第五号に係る帳簿」を、「保存の期間は、」の下に「それぞれ」を、「廃止するまでの期間」の下に「及び事業所等から搬出された後五年間」を加える。

第二十五条第一項中「使用又は販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日から三十日以内に」を「遅滞なく、」に改め、同条第二項中「死亡又は解散の日から三十日以内に」を「遅滞なく、」に改め、同条第三項を削り、同条第四項に次のただし書を加え、同項を同条第三項とする。

ただし、法第二十八条第七項の規定により適用する法第二十七条第三項の規定による届出については、この限りでない。

第二十五条第五項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項を同条第五項とする。

第二十六条第一項中「法第二十八条第一項」を「法第二十八条第一項に規定する許可取消使用者等が同項」に改め、「同項に規定する者が」を削り、「販売又は賃貸の業に係る法第二十七条第一項又は第三項の届出をしなければならない者」を「法第二十八条第七項に規定する従前の届出販売業者又は届出賃貸業者に係る許可取消使用者等」に、「表示付認証機器に係る法第二十七条第一項又は第三項の届出をしなければならない者」を「同項に規定する従前の表示付認証機器届出使用者に係る許可取消使用者等」に、「以下この条において「表示付認証機器廃止等使用者」」を「以下この条及び次条において「表示付認証機器廃止等使用者」」に改め、同項第一号中「放射性同位元素を」の下に「輸出し、」を加え、同項第二号中「放射性同位元素を」の下に「輸出し、又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同項第五号中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に、「もの」を「者」に改め、同項第七号イ及びハ中「規定により」の下に「輸出し、又は」を加え、同号ニからヘまでの規定中「放射性同位元素によつて汚染された物」を「放射性汚染物」に改め、同号への次に次のように加える。

ト　濃度確認を受けようとする許可取消使用者等にあつては、第二十四条第一項第五号に掲げる事項

第二十六条第一項第八号イ中「廃止日等」を「許可の取消しの日、使用若しくは販売、賃貸若しくは廃棄の業の廃止の日又は死亡、解散若しくは分割の日（法第二十八条第七項の規定により適用する法第二十七条第三項の届出をしなければならない者に係る死亡、解散又は分割の日を除く。以下この条において「廃止日等」という。）」に改め、同条第五項本文中「第三項」を「第四項若しくは第五項の届書又は第六項」に改め、「（表示付認証機器廃止等使用者に係わるものを除く。）」を削り、「当該」を「第四項若しくは第五項の届出又は第六項の」に改め、同項ただし書中「第三項」を「第四項若しくは第五項の届出又は第六項」に改め、「経由しないで」の下に「届け出、又は」を加え、同項を同条第十項とし、同条第四項中「法第十六条第一項に規定する許可取消等使用者」を「許可取消使用者等」に改め、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8　第四項及び第五項の届書の提出部数は、それぞれ一通とする。

9　第六項の報告に係る書面の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。ただし、副本については、同項各号に規定する書類を添えることを要しない。

第二十六条第三項中「第二十八条第二項」を「第二十八条第五項」に改め、「報告」の下に「（表示付認証機器廃止等使用者に係るものを除く。）」を加え、「別記様式第三十五」を「別記様式第三十六」に改め、「、表示付認証機器廃止等使用者については第一号の書類の写しを」を削り、同項第四号中「帳簿」の下に「（同号トに係る部分を除く。）」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項中「廃止日等から三十日以内」を「廃止措置計画の計画期間内」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。